

裁判員経験者意見交換会議事録

1 開催挨拶

司会者：京都地方裁判所で裁判長を務めさせていただいている齋藤です。よろしく
お願いいたします。

裁判員制度が施行されて、今年で実は10年目ということになりました。幸い、
裁判員裁判は、国民の皆様の御協力のもと、今のところおおむね順調に運営され
ております。

ただ、そうは言いましてもまだ10年目です。今後は、これまでに出了課題を
克服し、更なる進化を遂げる必要があると思っています。そのためにも、この裁
判員裁判に裁判員として参加していただいた皆様に、直接御意見や御要望等を伺
うということは、とても大事なことだと考えております。

今日は、分かりやすい審理、評議の在り方と裁判員裁判により多くの方が参加
しやすくするための方策という2つのテーマを設けさせていただいています。

まずは、皆様が関与された裁判員裁判の審理や評議の在り方について、良かつ
た面と悪かった面について、皆様から率直な御意見を伺いたいと思っています。

次に、裁判員裁判により多くの方が参加していただくためには、どのような方
法が考えられるかについて、皆様のお知恵をお借りできればと考えています。
最近、裁判員候補者の辞退率が上昇して、選任手続期日への出席率が低下してい
るということが問題になっております。その原因として考えられるところや、対
策について是非お考えをお聞かせいただけたらと思っています。よろしくお願
いいたします。

今日は、裁判官、検察官、弁護士それぞれ1名の方にパネラーとして参加して
いただいております。まずは、この3者から自己紹介をしてもらうことにいたし
ます。

入子裁判官：京都地方裁判所第1刑事部で裁判長をしております入子と申します。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

田仲検察官：京都地方検察庁の検察官の田仲と申します。裁判員裁判では、検察官の主張や立証をより分かりやすくするためにはどうすればいいかと考えながら取り組んでいるところです。

本日は、裁判員経験者の方々の御意見をいただける貴重な機会ですので、たくさんのお指摘を頂戴したいと思います。よろしくお願ひいたします。

戸田弁護士：弁護士の戸田と申します。よろしくお願ひします。私も、検察官と同じように、裁判員を経験された皆様方からいろいろな御意見を頂戴して、今後の活動に活かしていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

2 裁判員を経験した感想

司会者：それでは、早速、中身に入りたいと思ひます。裁判員裁判に参加してこんな感想を持ちましたというところがあれば、順にお話しいただければと思ひます。

1番の方は、傷害致死と覚せい剤の使用という事件でした。交際中の女性の被害者に暴行を加えて、被害者を死亡させた傷害致死と覚せい剤の使用という事案です。

簡単に結構ですので一言よろしくお願ひします。

裁判員経験者1：最初は、自分にできるのかなと思ひていたのですが、裁判官の方がフォローをしてくれたので、結果的にやって良かったなと思える事件でした。

司会者：2番の方は、現住建造物等放火と器物損壊という事件だったと思ひます。知的障害を有する被告人が、建物に接するように設置されていた物置内のレジャーシートに火をつけて、周辺の建物を燃やしてしまったという事件とマンションの地下駐車場にあった新聞紙の束入りの紙袋に火をつけて、壁等を焦がした事案でした。何か御感想などありますか。

裁判員経験者2：知的障害の方ですごく性格がよさそうで、真面目だという感じを

受けました。聞いたことと被告人自身の見たことが混ざって、少しややこしかったです。

選ばれた6名の裁判員が意見交換をすごくされる方々で、ちょうどひと月ほどだったのですが、楽しく勉強になって、すごく良かったです。

司会者：3番の方と4番の方は同じ事件でした。殺人事件で、この事件も知的障害を有していた被告人が、市営住宅の同じ棟に住んでいた被害者に、長年にわたり嫌がらせを受けていると思い込んでいたところ、事件当日も自分の車を傷つけられたと思い込んで、帰宅してきた被害者を待ち伏せて包丁で刺し殺したという事案でした。

では、3番の方から、何か御感想などがあればよろしくお願いします。

裁判員経験者3：裁判員に選ばれたときには、本当に私でできるのかなというすごく大きな不安がありました。でも、実際、やってみて本当に良かったなと思っています。改めて、この良い制度がもっともっとこれから広く深く理解されるように願っているところです。

司会者：では、4番の方、続けてお願いします。

裁判員経験者4：今までの方とほぼ同じですが、違った面として、被害者、加害者ではなくて、その周りにおられる地元の住民の方、そういうことも考えながら参加させていただきました。

司会者：5番の方は、強盗致傷、建造物侵入、窃盗という事件でした。飲酒やギャンブルによってお金に困った被告人が、共犯者とともにパチンコ店で狙いをつけた被害者を追跡して、帰宅途中の被害者から金品を強奪したという強盗致傷の事件が1件と、いわゆる事務所荒らしが3件あったという事案でした。

何か御感想はありますか。

裁判員経験者5：子育てをする親という立場、もしくは、こうあってほしいと願う親の気持ちなど、結構複雑なものが入り混じりました。

ただ、こんな貴重な体験はなかなかできませんので、本当にこの経験を多くの方に共有していただいて、ますます温かみのある人の裁きというものをしていけたら大変いいのではないかなと、そんなふうに感じていました。

司会者：続いて、6番の方と8番の方は、大麻取締法違反、麻薬特例法違反という特別法違反の事件でした。被告人は違いますが、同じ事件の共犯者で、町中のビル等で多量の大麻を栽培していたという事案でした。

まずは6番の方から、何か御感想ございますでしょうか。

裁判員経験者6：どういう事件を扱うのかなという非常に不安もありましたが、裁判員に対して興味がありましたので、いい経験ができたかなと思っております。

裁判員になる前と比べて、物の見方が客観的に、冷静に見るようになりました。非常に物事の考えというのが少し落ちついて見られるようになったので、非常にいい経験をしたかなと思っております。

司会者：では8番の方、何か御感想ございますでしょうか。

裁判員経験者8：今まで、殺人とか傷害とか、そういったものが裁判員制度に取り上げられるのかと思っていました。

今回、麻薬の事件であったので、そういう意味では驚きましたが、いろいろな勉強させていただきました。

司会者：7番の方は、殺人と建造物等以外放火の事件でした。この事件は、共犯者の言動により、実際はそうではなかったのに、被害者がトラブルの実質的な相手方だったと思い込んで、被害者を刃物で多数突き刺すなどして殺害して、罪証隠滅の目的から車も燃やしたという事案でした。

御感想などありますか。

裁判員経験者7：私も、一抹の不安を抱えて経験させていただいたのですけれども、結論的には、良かったなという気持ちと、裁判に専門的にかかわっていらっしゃる裁判長、検察官、弁護士も、基本的には参加している私たちと同じ人間だなと

いうリアルな感想を持たせていただきました。

一般生活の中で自分の所見というか、最初の感想だけで物事を進めがちですが、反対の立場というものも考えるということで判決も導かれているのかなという認識を持ったのが印象的でした。

司会者：皆様から大体の感想を言っていただきました。すごくいい感想をいただいてどうもありがとうございます。私たちも一生懸命にやった甲斐があったと思わせてくださる感想を述べていただきました。

3 分かりやすい審理・評議の在り方について①<法律用語>

司会者：この中で、少し法律用語が難しかったかなという事案を担当された方がいらっしゃいます。

まず、1番の方ですが、「正当防衛」ということが問題になりました。「正当防衛」がどんなものかというのは、裁判官、検察官、弁護士からそれぞれ説明があったかと思うのですけれども、分かりやすかったですでしょうか。

裁判員経験者1：分かりやすかったです。

司会者：「正当防衛」を考える上で、このあたりが何か引っ掛かったなというところはございましたか。

裁判員経験者1：「正当防衛」はただ単に自分を守るだけではだめなのだなという点です。結構細かいことが成立しないと正当防衛が成立しないのだなということを感じました。

司会者：本当に危険が差し迫っているのかとか、それがあるために、何らかの反撃行為に出ることが正当化されるような緊急状態にあったのだろうかなどといったことを一生懸命に考えていただいたと思います。そういう点は、分かりやすかったということですね。

2番の方の事件は、被告人に知的障害があったということで、「責任能力」が問題になりましたが、そのあたりはどうでしたか。

裁判員経験者 2：心理的なことについて、細かく何度もみんなで話し合えました。

事件を担当していた裁判官が、いろいろな考え方を、時間をしっかり掛けて説明されるということは感動しました。

司会者：6番の方と8番の方の事件では、「大麻を栽培することを業とした」というのが問題になりましたが、「業とした」とは一体何だろうというイメージはできましたでしょうか。

裁判員経験者 6：「業とした」って、実際どんなことをしていたのだろうということちょっと思い返すと、非常に難しい話なのかなと思っていました。

皆さんの意見を聞くことで、自分の中でそのとき落ちついたのかなと思います。非常に難しい判断を迫られた裁判だったのかなと思います。

司会者：反復継続して利益を得るための体制や仕組み、商売としてなどいろいろありますね。

裁判員経験者 6：そうですね。いろいろな意見があって、本当に「業として」いたのかということについて正解を求めるのが非常に難しい内容だったのかなと思いますね。

司会者：普段使わない言葉ですから把握しづらかったですかね。

裁判員経験者 8：初めて「業とした」という言葉を聞いて、やはり、最初はちょっと難しかったですね。いろいろな段階を追って説明していただきながら、皆さんの意見も出し合いながら、どんどん分かっていくような感じにはなっていました。

4 分かりやすい審理・評議の在り方について②<専門家証人の証言>

司会者：証拠をいろいろ調べた中で、専門家の証人が出てこられた事案があったと思います。

3番の方と4番の方の事件では、精神科医の証言があったと思います。証言が分かりやすかったかどうかについて御感想をお持ちでしょうか。

裁判員経験者 3：非常に丁寧な御説明をいただけましたので、分かりやすかったです。

す。正直、私も精神科医の鑑定の話というのは、まさか自分が聞く立場になるとは夢にも思っていなかったもので、正直すごく緊張しました。

関係される皆さんが、本当にすごく分かりやすいような雰囲気を作っていたので、そういった雰囲気があったからこそ、より分かりやすく聞けたのかなと思っています。

司会者：2番の方の事件でも、精神科医、あるいは心理学者も来られていましたが、その話は、分かりやすかったですでしょうか。

裁判員経験者2：はい。分かりやすかったです。

司会者：何か、こんなところをもうちょっと工夫してほしかったなというところがありますか。

裁判員経験者2：淡々と説明するのではなくて、もう少し時間を掛けて丁寧に説明してほしかったと思います。

内容は分かったのですが、何か、文章を読まれている感じがしました。

司会者：パワーポイントの画面を表示していただいて説明していただいたと思うのですが、少しスピードが速かったですか。

裁判員経験者2：時間の配分もあるでしょうが、少し速かったなという印象があります。

司会者：専門家のお話は、できるだけ分かりやすくしてくださいということを事前にお願いはしているところです。1番の方の事件は、御遺体を解剖された医師や傷を診られた医師が来られました。いかがでしょうか。

裁判員経験者1：すごく貴重な意見を聞けました。心臓マッサージで背骨が折れたと被告人が言っていましたが、解剖医から「そんなんじゃあ、折れませんよ。」と聞けて、「ああ、そうなんだ。」とすごく関心が持てました。

司会者：特にそういう傷ができた経緯などを聞いておられるときに、何となくどきどきするようなことはありましたか。

裁判員経験者 1：リアルな説明だったのでドキドキはしたのですがけれども、興味も同じぐらい湧いてきました。すごくためになったというか、いい経験ができたなと思いました。

司会者：そうすると、お話を伺う限りでは、専門家の証人も、分かりやすさという面では、特に問題はなかったなという印象をもたれたということですね。

パネラーの方々から質問などはありますか

入子裁判官：では、4番の方にお聞きしたいと思います。

この事件は、いわゆる責任能力が争われている事件というわけではなかったけれども、専門家の証言があったということなのですが、この証言がなくても十分理解できたというふうにお考えだったのでしょうか。それとも、この証言があるからより理解が深まったのでしょうか。そのあたりの御感想はいかがのでしょうか。

裁判員経験者 4：生活環境であるとか、いじめであるとか、証人の専門家の意見は非常に参考になりました。

5 分かりやすい審理・評議の在り方について③<事実認定>

司会者：7番の方の事件は、何でこんなことが起こったのだろうというところが、問題になった事案だったようですが、経緯や動機についての事実認定というのは、難しかったですでしょうか。もう少しこんなところが分かったら良かったのになというところがありましたか。

裁判員経験者 7：新聞記事になった殺人事件でしたが、新聞なんかで小さく出ている記事では、単純に人が殺されたという表現だけでした。裁判員としてその経過等を教えていただいている中では、殺人を実行した主犯も、私たちにとっては被害者であって、隠れた主犯がいるというような感じで、割と理解しがたい部分のある事件だったと思うのです。

映画やドラマであれば、全てが明かされる中で判決が出るみたいな印象がありましたが、現実の裁判の中では、やはり、証拠の中で物事を判断していくという

ことが、今までの常識とは違いました。そのことも含めて理解できたなど思っておりました。

司会者：何か、もう少しこのあたりを調べたら、もうちょっとよく分かったのにと
思ったことはありましたか。

裁判員経験者 7：担当させていただいた事件は、実行犯に犯行をさせた主犯がいて、
あと、共犯が何人かいたという事案でした。

隠れた主犯の裁判が終わってから、そういうことも新聞で読みながら担当させていただいたらもっと分かりやすかったかなと思います。何人も関係者がいる事件の裁判をする順番というのが、分かりやすい順番であったらいいと思いました。分かりにくい順番であったのは、少し障害であったかもしれないです。

司会者：1 番の方の事件は、被害者が亡くなっていました。被告人の言いつ放しみたい
な形になっていたのですが、そういう中で、本当はどうだったのだろうかというのを見つけていく
というのは、難しくなかったでしょうか。

裁判員経験者 1：被告人の意見しか聞けなかったもので、今でも真実が何だったのか
分からないですけど、検察官の方が説明してくれたおかげで、少しは真実に近づけた
のかなと思います。でも、やはり、終わってからもしばらくもやっとしたまま
までした。

司会者：もやっとしたところをできるだけなくすという意味で、怪我がどうだった
のだろうかという証拠が出てきたと思うのですが、それでも、かゆいところに全
部手が届くという感じにはならなかったという印象ですか。

裁判員経験者 1：説明は分かりやすかったのですけれども、果たして、「正当防衛
で僕はやった。」と言っていたのが本当なのかなというところがポイントだった
ので、そうならなかったです。

司会者：事実認定が難しそうなのは、2 番の方の事件も、被告人の言うことが、他
人から聞いたことを自分の考えのように言うというところがあったようですが、

何か事実の認定が難しかったなというところではございましたか。

裁判員経験者 2：おっしゃっていることがころころ変わったということがありました。

司会者：6番の方と8番の方の事件では、関与した人全員が証人として出てきたわけではありませんでした。もう少し呼んだ方が良かった証人もいたのではないかと御感想はお持ちですか。それとも、あの程度でいいのではないかと御考えなのでしょうか。

裁判員経験者 6：もっと聞きたかったと思いました。結局、証人は1人だけ出てこられて、言っていることが相反するところもあったりして、どちらが本当のことを言っているのかということが分からなくて判断が難しかったなというのが印象にありました。

裁判中にもっと理解して、質問ができれば良かったなと思いました。もう1回、質問させてほしいという感じでした。裁判の流れというのを余り理解していないところもありましたが、これで判決というか量刑を考えるのかというと、非常に裁判って難しいなということは感じました。

司会者：もう少し裁判官から、手続の流れや証人の位置づけなどを丁寧に説明してから審理に臨んだ方が良いという御考えなのでしょうか。それとも、法廷で聞いた印象で事実を決めていくというのも、それはそれで良いのではないかと御考えなのでしょうか。

裁判員経験者 6：裁判官も一緒に、裁判員と同じ立場でそのとき初めて聞くという話をお聞きしたので、そのとき聞いて裁判員の人たちに説明するのは難しいかなと思います。こういうポイントに気がつけたほうがいいですよとかってはおられたのですけれども、やはり、実際の事象はいろいろなパターンがあると思うので、そのアドバイスは非常に難しいのかなと思います。

このときしか聞けないとかいう話をもうちょっと知っていたら、事前に調べた

り、メモしておけるのかなと思いました。

検察官の方に提示していただいた資料が非常に分かりやすかったというところもあったので、結構、理解はしやすかったです。ただ、それ以上に、登場人物もたくさんいましたので、相関図というか、人の関係というのがよく分からなくなったというのが実態だったので、後々いろいろなことを掘り出していかないといけないのが大変な作業でした。

司会者：8番の方は、いかがですか。

裁判員経験者8：私の場合は、証人の方と被告人の方が全然相反するお話だったので、それをみんなで時系列ごとに確実なところと、そうでないところと、それをほどこきながらやったっていう感じでした。

ただ、裁判員の方々が、いろいろな質問をいろいろな観点からされていたので、更に聞きたい質問というのはありませんでした。

司会者：それは、法廷でいろいろな角度から裁判員の皆さんがお聞きになったと、こういうことですかね。

裁判員経験者8：はい。抽選で選ばれたと言われたのですけれども、これだけしゃべられる裁判員の方が本当に集まられたんだなというのがちょっと不思議でした。

司会者：5番の方の事件では、主に量刑が問題になったわけですがけれども、前提として事実を認定するときに、こういうことがやはり難しかったとか、あるいは、もう少しこういうところが分かるような証拠があったら良かったなというところはございますでしょうか。

裁判員経験者5：育ってきた環境、社会背景、それから、実刑が確定した後の出所後の彼らのこれからの成り立ちなど、いろいろな部分をトータルに考えていかなければいけないので、与えられた証拠の中で判断しなさいっていう投げ方をされたというのは、大変つらかったというのもあります。

実際のところ、裁判員の中では、これが執行猶予がつくのかつかないのか、量

刑について全く分からない人たちが集まっているので、いろいろな事案によって違いますけれども、判断が大変難しかったです。

裁判員が絡む意味合いというのは、ぬくもりのある判断が求められているのかなというような感じ方をしました。

司会者：証拠調べの関係で検察官、弁護士、裁判官からお尋ねはございますか。

田仲検察官：過不足ない判断材料を出すということについての貴重な御意見をいただきました。また、一回限りの証人尋問の場できちんと心証をとる、そして、それを判断材料にするということの難しさについての御意見も寄せていただきました。

検察官や弁護人の聞き方、質問の内容について、よく尋問の意図が分からなかったと言われることがあるのですが、こういう聞き方は理解しやすかったとか、逆に、もう少しこう聞いてくれたら分かりやすかったのになという点で、何か御意見がある方はおられますでしょうか。

裁判員経験者 5：私の事案では、検察官から出された資料というのがございました。

これから検察官からお話をされる中身が、その資料に沿ってお話をされたので、理解するのに大変ありがたい資料でした。

双方に言うべき内容については、そういう資料を提供していただくことによって、より一層理解がしやすかったと思います。

司会者：今の資料というのは、最初の冒頭陳述とかの書面ですね。冒頭陳述というのは、これからどういう証拠が出てくるのか、どういうポイントに検察官としては注意してほしいのかということを示すように書いてある書面なのですが、大分理解が助かったということですね。位置づけなどがよく分かったということですね。

一方、同じように弁護士さんも冒頭陳述ということで、弁護人としてはこのあたりを見てほしいという書面が出たと思うのですが、そちらはどうでしたか。

裁判員経験者 5：我々の先入観かもしれないのですがけれども、弁護士という響きと、

検察官という響きを聞きますと、検察官という響きが大変怖い人のようなイメージを受けております。

逆に申し上げますと、弁護士の表現が、たまたまそのときの弁護士がそうだったのかも分かりませんが、万人向けな言葉尻であったりとか、トーンであったりとか、強弱というものがあつたので、資料の量としてはさほど多いものではなかつたように記憶しているのですけれども、目で追うことによって、かいつまんで理解ができました。

検察官が出された資料というのは、確かに彩りも多かつたですし、強調したい部分、言い切りたい部分、そういう意味合いもカラーの中に刷り込まれていました。ただ、表現の固さというのですか、ちょっと辛口に聞こえるのでちょっと怖いかなというイメージを受けました。

戸田弁護士：冒頭陳述であるとか、論告弁論であるとか、どちらも検察のほうで配付資料があつたと思いますが、それが、実際、審理、評議においてどれぐらい役に立ったのかというのを教えてもらいたいと思います。

裁判員経験者 3：私の個人の感想なのですが、本当に初めて知る内容ばかり書かれていますので、しかも、私どもに分かりやすいように作成されている。それはすごく助かりました。

検察官が出されました冒頭陳述の書面、A3の横でまとめてあつて分かりやすかつたです。弁護士の出される書式と右と左と並べて対峙できるような形にしていただければ、今後の裁判員の方が分かりやすく、理解しやすくていいと思います。難しい点はあると思うのですけれども、そういったフォームの統一化というのも考えられるかなという気がします。

司会者：内容について、何かお感じになつたことはございますか。

裁判員経験者 7：私も3番の方が発言された内容は感じていたところなのです。冒頭陳述ですが、検察官から提供していただいた資料というのは、パワーポイント

で、登場する関係人物の相関関係とか網羅的に描いてありましたので、最初にいただいてから最後の判決を出すまで、折々拝見させていただいて理解に役に立ちました。

弁護士から出された冒頭陳述は、確かワープロで書いてあったと思います。弁護についてはすばらしい内容だったと思うのですが、若干、ワープロで書いたものはビジュアル的に不利かなと思いました。両方の冒頭陳述を拝見すると、検察官のほうがよく理解できたという印象で、目で見て理解に役に立ったと思いました。

司会者：論告・弁論というものがりましたが、これは、評議のときなどに役に立ちましたでしょうか。

裁判員経験者 2：文書を書いていただくというのは、非常に分かりやすいですね。

その書き方云々について感想はありませんが、検察官の方が上手にできていたというのは同じです。

6 分かりやすい審理・評議の在り方について④<評議>

司会者：評議の時間の掛け方は十分でしたかという質問をさせていただきたいと思います。十分に意見を言うことができましたかということでも結構ですので、それぞれ一言ずつ御感想をいただければと思います。

裁判員経験者 1：評議の時間は、十分だったかなと僕自身は思いますし、言いたいこともその都度言えたかなと思っています。

司会者：話しやすい雰囲気でしたか。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：2番の方はいかがでしょうか。

裁判員経験者 2：その人の過去の人生、これからの人生、そういうことを深く考えるいい機会になりました。やはり、それは人間が人間を裁くというのは難しいことでした。時間は、十分ありました。

司会者：3番の方は、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：私も、評議の時間は十分だったと思います。

それと、本当に裁判員の皆さんと色々な意見が出ましたし、私もそれに関しては十分意見は出せたと思います。

ただ、今、一つだけ私は自分で思っているところがありまして、その刑を受けた方が、その後刑務所で刑期を過ごされるわけですけれども、私自身、刑務所というところが実際どういうところか知りません。ですから、やはり、判決を出した私自身も、刑務所とは一体どういう環境のところか、その方が今後、どういう償いをされるのか。そこまで知っておくことも私の責務としてあるのかなということで、これは終わった後ですけれども、そういう感想を持ちました。

司会者：4番の方、お願いします。

裁判員経験者4：議論については、十分したと私は思っております。判決などについても、これについては正直良かったのか、悪かったのか分かりませんが、時間は十分掛けられたと思っております。

司会者：では、5番の方、よろしく願いいたします。

裁判員経験者5：まず、評議の時間につきましては、十分に評議できたと思います。裁判員の中でも、私はこっち派、私はこっち派みたいな雰囲気が出た時期があり、人の尺度がいろいろありました。この尺度が、二転三転することになるのですが、それが最終的にはなくなった。それで、みんなの意見がこれでまとまりましたねということでみんなが同意したということは、もう十分に足りていると考えられます。

言うべきことをみんなが遠慮なく、言葉を選ばずに思いのままに述べられたという感覚です。

司会者：では、6番の方、よろしく願いいたします。

裁判員経験者6：評議の時間については、十分かなと思っております。長過ぎず、

短過ぎず、ある程度限られた時間というのもあったほうが、自分の判断がしやすいかなと思っております。

あと、評議の場の雰囲気ですが、これも裁判官のおかげで非常に話しやすい雰囲気をつくっていただいたので、自分の意見を言っても大丈夫かなという雰囲気がありました。好きなことを言えた場であって、非常に良い評議の場の雰囲気ができていたのかなと思います。非常にいい場で、こういった会議の場が自分の会社でも欲しいなという感想を持ちました。

司会者：では、続いて7番の方、何かございますか。

裁判員経験者7：期間についても、審理する環境についても、十分納得できるものだったと思います。

ただ、関わる前の印象でいいますと、裁判というのはもっと飛び飛びで日にちが設定されていて、のんびりできるものだという最初の印象があったのですが、こちらに伺って日程等を聞かせていただくと、毎日朝から夕方まで2週間少しの間関わるという設定でした。たまたま、私は自営で仕事をしておりますので融通をきかせることができたのですけれども、こちらに来ている間は途中電話もできないという環境でしたので、全て抽選で当たった方がこれを知ったら「私は参加できない。」と思われる方もいらっしゃるのではないかなと思いました。

司会者：また、後ほど参加しやすさのところで御意見を伺います。

では、8番の方、よろしく申し上げます。

裁判員経験者8：私も7番さんと同じように、時間の掛け方とか、述べやすさというのは良かったと思います。誰ひとり意見が少なかったという人を見渡してもいないぐらい、皆さんがいろいろと真剣に考えられたと思います。

7 裁判員裁判により多くの方が参加しやすくするための方策

司会者：先ほど少し7番の方に参加しやすさのことに触れていただきました。どうやったら裁判員裁判により多くの方が参加していただけるようになるのか、

もう少しこういうふうにしてくれたら参加しやすいのにな、あるいは、もう少しこういうことをやっているのだということ、あらかじめもう少し教えといてくれたらなとかなど、いろいろ御感想があると思います。

そのあたりで、是非、今後参加していただくための方策を考える上で参考になる御意見を率直に伺えたらと思います。

日数がそれぞれ皆さん違いまして、2番の方が一番長かったようですが、日程等の関係でいかがでしょうか。

裁判員経験者 2：そうですね。私も1か月、朝から5時までというのをあまり考えていませんでした。2時間ほどちょっと、また二、三日でちょっとという程度に思っていました。

司会者：基本的には、日程はきちんと決まっていますが、例えば、1週間、5日丸々で早く終わるほうがいいのか。それとも、真ん中に休みがあったり、あるいは、この日は3時までで終わりますというような時間のゆとりみたいなものがあつたほうがいいのかという点はいかがですか。

裁判員経験者 2：私の場合は、主婦ですので融通がききますからまとめて早く終わるほうが良いと思います。他の裁判員はお勤めをされている方がほとんどだったので、大変だったみたいです。だから、6人のメンバー全体のことを考えていただくほうが良いかなと思います。このメンバーの場合はこう、このメンバーの場合はこうということも可能だといいいのではないかと思います。

司会者：選ばれる前にもう日程が決まっていますので、なかなか難しいかとは思いますが、できれば、がっちり決まっているようだけれどもその中で融通がきけばいいなというイメージですかね。

1番の方は、何か御意見はございますか。こんなふうにしてくれたら、もう少し参加しやすいのになというのがありますか。

裁判員経験者 1：僕の場合は大丈夫だったのですけれども。会社側が「どうぞ、

行っておいで。」という環境をアピールしてくれたら、会社員の方も休みやすいのかなと思います。休みづらいという空気があるような気がします。

司会者：そのために、会社へのアプローチとして、裁判所ができることは何かありますか。

裁判員経験者 1：会社が理解することが大事かなと思います。

司会者：先ほど、会社の会議に生かすこともできるのではないかというようなお話もしていただいたのですけれども、そういう皆さんの御感想を、会社に伝えるということがあったほうがいいですかね。

裁判員経験者 1：そうですね。それがあったほうが、もっといいと思います。

司会者：3番の方はいかがでしょうか。会社にお勤めのようにですが。

裁判員経験者 3：私は会社員なのですけれども、幸い私の会社は、裁判員に選ばれたときには、会社が裁判員の休暇制度を会社として設定してくれていました。私は、すぐに人事部にその旨をお話ししましたら制度があるということで、今回、スムーズに対応させていただくことができました。

先ほど、1番の方がおっしゃったとおり、会社のいろいろな事情があると思います。やはり、裁判員に選ばれたときにスムーズにその方を会社として出せるような制度というか仕組みがあったほうが良いと思います。その会社にとっては、その方が一人いなくなることでやはりデメリットがあると思いますので、会社側への支援が少しでもできれば、会社側の理解も少しは進んで辞退率が下がるのかなという気はします。

司会者：4番の方、何か感じられることはありますか。

裁判員経験者 4：私も会社に理解があったので、スムーズに来られました。

司会者：5番の方は、何かございますか。

裁判員経験者 5：私も、実は、社内的に裁判員制度というものに対しての理解があります。当時こちらへ参ります折には公休という扱いで出てまいりました。

ただ、企業の裁判員制度への理解というのは、国民の義務ですというところまでは、なかなかしづらいところがあるとは思いますが。

ですので、企業へのいわゆる根回しというのでしょうか。PRが大変必要になることになるというふうに思っています。例えば、私はこういう内容やっていますよっていうパンフレットを会社に持っていきました。裁判員制度ってみんな口頭では知っている、おぼろげには分かっている。だけれども、中身はどういうものなのという話をされたときに、そのパンフレットがなかったら私自身が理解がないものですから説明がつかないですよ。週報、週の報告会の中でも、裁判員制度でこれだけの期間お休みした、この間も私、中身は決して述べていませんけれども、こういうことを学びましたよと伝えました。人として生きるのに必要なことですよという報告を上げたことがございました。そういうところも踏まえて企業として、会社としての理解を求めるというのがやはり一個人の身の振り方、大変動きやすくなるということになります。

司会者：会社に理解していただくために裁判所でできることというのは何かありますか。

裁判員経験者5：まず、そういう冊子的なものを企業向けに出していただければ、特に人事マターの範疇になってくるんで、人事向けにそういうPRをされてはいいかなというふうに思いますね。

総務、人事、そのあたりが、企業のキーになって来ますんで、歩調をとるにはその部門が一番やりやすいんじゃないかなと思います。

司会者：大変参考になりました。では7番の方、よろしく願いいたします。

裁判員経験者7：今日、参加している皆さんの会社というのは、理解がある会社ばかりだから経験もできてこの場にも来られていると思います。理解がない会社の方というのはそもそも裁判員として参加されていないので、個別の企業のみ理解というところを見ても、やはりそれは限界があると思います。やはり地元でいえ

ば、京都の企業が集まっていらっしゃる組織、例えば商工会議所ですとか、京都の経団連とかに裁判所の側から広報活動とか御理解を得られるような活動が必要だと思えます。反対に今、そういうことをされているのかも聞いてみたいのですが。

司会者：かつて裁判員裁判が始まるころは大分行ってたんですけれども、少し今手薄になっているかなというのが率直なところなんです。また、10年を迎えますので、その点について少し進めるところがないのかなというところでちょっと今日皆さんにお知恵を拝借しようかなというのが、これを一つのテーマとして選ばせていただいた理由になっています。今日伺ったことを参考にしながら、少し打って出ようかなというふうに考えています。

では、6番の方、何かございますか。

裁判員経験者6：私も理解ある会社にいましたんで、こうやってこの場に出させてもらえるということなんです。あと、会社の理解があってもやはり職場の上司ないし周りが理解がないとこういった場にも出られない。では、その人らはどうやって理解を得たらいいのかなと言われても、結局私たちもそうなんですけど、経験してみてもっと初めて分かることというのはたくさんあります。経験したから裁判員って結構いいものだというのは分かるんですけど、それをどうやって伝えていくか、それは非常に難しい問題です。私の妻にも、まずこの裁判員自体が怖い、危険だとか、そういった先入観があるみたいで、裁判所を出たらちょっと後からつけられないかとか、そういった不安もあって非常に抵抗感を感じているみたいです。あと、この評議の場というのも守秘義務があって、閉鎖的になって、外にこういった雰囲気ですよというのは言えるけれども、実際の話はできないということで非常に伝えるのが難しいなと思えます。会社でもちょっと話をしようと思ったんですけれども、ちょっと言葉を選んでしゃべっているんで、会社の中でも裁判員制度というのは結構いいものだということを言いたいけどなかなか伝えに

くいという現状があるのかなと思います。

司会者：皆さん、ほかの方に伝えるということはとても難しいということですね。でも経験された方しか伝えることができないので、是非、大変な御苦勞をお掛けするかもしれないんですけど、できるだけ伝えていただければいいなというふうに思っています。

8番の方、何かございますか。

裁判員経験者8：殺人事件であれば怖いとか遺体の写真などが精神的に参るとか、何かそういった話ばかりが結構飛び交っていましたが、実際には、写真は別に見ることもないなどともお聞きしました。だから正確な情報を発信していただければありがたいかなと思います。

裁判員制度を採用したことによって、今までの裁判と違う点や、裁判員制度が必要な理由をもっと広報していただければ、より皆さん関心を持つのかなと思います。

8 質疑応答

司会者：それでは最後にマスコミの方々から何か御質問などがあればしていただければと思います。

記者：貴重な御意見をありがとうございました。司法クラブの記者を代表しまして、幾つか質問させていただきます。

まず、裁判官の方に質問としまして、判決を決めるに当たりまして、皆さんの意見が対立するとか、紛糾した場合とか、どのように対処されていらっしゃるかお聞かせください。

入子裁判官：多分いろんなやり方があると思うんですけども、そこは個人的意見ということで申し上げたいと思います。

まず裁判官と裁判員の意見が対立する場合ということなんですが、裁判官、裁判員を問わずいろんな意見が評議の中で出てまいります。それは事実認定をとつ

でもそうですし、同じ事実をどのように評価するのかというところでもいろんな意見が評議の中では出てまいります。そしてそういったいろんな意見が出る方が、その問題点に対してさまざまな角度から光を当てることができて、議論が深まると思います。

いろんな意見が出て、議論が紛糾した場合なんですけれども、その場合にはやはり、その違った意見が出る大元、根っこの部分の原因がどういうところにあるのかというところを司会をする裁判官としては考えて、そこに立ち戻って意見をお聞きしています。今日、参加していただいた方からもお話しが出ていましたけれども、特定の裁判員の方の意見が分かりにくいという場合には、それを更に分かりやすく咀嚼して議論の俎上に乗せると。それを踏まえてまた全員で議論する。その繰り返しによって、事案の理解が進んで更に意見も出てくるという形になるかと思っています。

もちろん裁判官が意見を言う場合というのも当然あり、それは裁判官の責務として当然のことだと思っておりますが、ただ、意見を言う時期であるとか、意見の言い方というのは裁判官としても配慮する必要があると思っております。

意見を言う時期というのは、これも多分、合議体によってまちまちかもしれませんが、やはり裁判員の方にいろいろ意見を出していただいた後に意見を言うほうがより議論が深まるのかなというところがあります。基本としては裁判官対裁判員というよりは、裁判員同士での複合的な議論というほうが評議も盛り上がりやすく、お互いの納得も得られやすいというところがあるかと思っています。また意見の言い方につきましても断定的な言い方をするのではなくて、こういう考え方もありますがとか、そういう形で更なる問題提起をして次の議論につなげていく方がより望ましいのではないかと思っております。

また、先ほど、6番の方からもお話があったとおり、意見を言いやすい雰囲気というのは大前提として非常に大事だと思っております、ここも各合議体によって

いろいろ配慮しているところだと思います。有り体に言うと、昼食をとりながらいろいろな裁判以外の雑談もしながら、あと、素朴な裁判員制度の疑問についても雑談をしながらどんどん会話の数を増やしていけば、最初は非常に緊張していた裁判員の方も評議が始まるころにはお互いに裁判官も含めて打ち解けた状況になりますので、大前提として非常に大事だと個人的には思っております。

記者：裁判員経験者の方に御意見を伺いたいんですが、過去の裁判を参考にすることについてどのようにお考えでしょうか。やりやすいと考える人もいらっしゃると思うし、引っ張られてしまうという考え方もあると、いろいろあると思いますが。どなたでも結構ですので教えてください。

裁判員経験者 5：実は裁判員の中でもいろんな多種多様な意見が出ました。ただし、量刑を考える段階になったときに、一例を言えば、どのレベルが何年、どのレベルが何年というのが全く裁判員の中では想像が付きませんし、想定ができませんでした。やはりいわゆる温故知新ではないですけれども、過去の判例を見ながらこれに合わせたときに今の尺で、新たな尺で計ったときに、やはり基準というものを持たないと多分判断がつかないのが現実です。

ただその中に加味するのが、いわゆる被告人の取り巻きの環境であるとか、もちろん本人の意識の変化も含めてですけども、そんな中で落としどころというのはこういうレベルかなと思います。

記者：検察官の方に質問です。公判の準備とかはプレゼンとかすごい大変でしょうか。今10年たちましたけども、以前と比べて前のほうが良かったというところもあるかもしれませんが、今後ここを、制度を変えていかなきゃいけないとかというところもあるかも分かりません。そのあたりはいかがでしょうか。

田仲検察官：裁判員裁判においては当初から分かりやすく迅速な立証を求められています。捜査段階で収集した証拠の情報量は相当な分量に上りますので、幾つかの内容をまとめた統合捜査報告書を作成して、もともとの証拠から立証に必要な

部分を厳選したりと、厳選した証拠を作成したりということで活用してきています。もちろんこれらの証拠は法廷で初めて見聞きした際に分かりやすい内容になっていないとなりませんので、視覚的に分かるように工夫したりとか、何度も改訂するということもありまして、それは更に制度を重ねるに向けて努力をして分かりやすくするという方向に向かっていきます。

そのためにはまず、主張立証すべきことを適切に整理した上で冒頭陳述や論告においても分かりやすく的確なものにしていくという努力はますます求められていると思いますし、立証責任を負う検察官としては初めて刑事裁判に携わる裁判員の方々にとって正確かつ分かりやすく伝わる立証を行うために相応の労力を掛けておりまして、導入前の公判準備から見るとかなり変化を感じております。その傾向はこの先も変わらないだろうというふうに思っています。

司会者：ほかにはございませんか。

記者： 裁判員経験者の方にお伺いさせていただきたいと思います。先ほど、今回携わられた裁判員について勤務先等での理解とかサポートといったものが挙がっていましたが、実際に御自身が何か裁判員として参加したことで不利益を被られたり嫌な思いをされたというようなことがあったらお聞きしたいというのと、実際にその裁判員に参加されているときにほかの裁判員さんからそういったお話を聞かれたことがあったらお伺いしたいなと思うんですが、お願いいたします。

裁判員経験者：（発言なし）

司会者：特にないようですが、よろしいでしょうか。ほかにごございますでしょうか。

記者： 評議に関する事で裁判員の方にお聞きしたいんですが、皆さん、今の議論の中で非常に分かり、話し合いすべき雰囲気の中で自分たちの意見を反映できたということをおっしゃられていましたが、特に裁判官から評議の中において、誘導といいますか、こういった答えを導くべきとか、例えば量刑に関しても相場はこのぐらいですというようなサジェスションといいますか、そういった誘導と

とれるような発言とかはなかったでしょうか。

司会者：どなたでも結構ですので、正直に答えていただければと思いますが。

裁判員経験者 5：正直に申し上げて、計る尺がないので、この判例はこうでしたということはありません。ただし、それが今回の事案に対してこれがベースになりますよというようなことは一切ございませんでした。

ですので、あくまでも裁判官 3 名からは、過去の事例を見てみましょうというような案内でしかなかったもので、これが今回の案件に関しての尺になるという表現は一切ありませんでした。

記者： 裁判員の方にお聞きしたいんですが、皆さん参加されたことで判決内容がこう変わったという実感とか、皆さんが参加することによってどういう効果が判決の中で、影響したかという部分についての意義を感じたような瞬間はありましたでしょうか。

裁判員経験者 5：我々、いわゆる一般の裁判員が加わることによって、先ほどお話ししましたけれども、ぬくもりのある裁判ができたという実感は湧いています。というのは、過去の事例は聞いたけれどもそれにとらわれることなく、我々が絡んで、いわゆる裁判員として判断した結果が、我々の最高の結論だということでみんなが合意をしているので、これはとてもすばらしい制度であったと思います。重複して申しわけないんですけども、ますますやはりこういうぬくもりのある裁きこそが、いわゆる刑期を終えた方が社会復帰をされる折に、やはり後押しの一端になるんじゃないかなと思います。

記者： もう少し質問したかったという御意見が出たかと思うんですけども、その点について裁判員の中で何か感じることはありますか。裁判官の方にはやはり時間内におさめて、時間どおりに進めたいという気持ちはやはり働いてしまうんでしょうけど、もっと余裕を持ってやってもいいんじゃないかなと感じたこともあるでしょうか。その辺を含めて 2 点、お聞かせください。

裁判員経験者 6：私が先ほど言わせてもらった、もう少し聞きたかったというのは時間的な余裕がなかったというわけで聞けなかったという話ではなくて、内容がその場でまだ理解できなくて、質問に至らなかったというところがございましたので、ちょっとそういった時間というか、後からもう一回聞ける時間があるのかなという思いがあったということで、話をさせてもらいました。

司会者：ではそろそろ予定の時間がまいりましたので、これで終わらせていただきたいと思います。

長い時間にわたって、分かりやすい審理、評議の在り方、あるいは今、どうすれば参加しやすくなるかというようなことについて本当に貴重な意見をお伺いしました。今日伺った意見を参考にさせていただきながら、より良い裁判員裁判ができるように、そして多くの方が参加していただけるような裁判員裁判にするという目標に向かって、我々も更に努力を続けていきたいと思います。本当に今日は貴重な御意見をお聞かせいただき、しかもお忙しい中、お越しいただいてどうもありがとうございました。

本日はどうもありがとうございました。